

パートナーシップ宣誓制度導入により利用可能となる制度・手続き

【制度導入により利用可能となる制度・手続き】

	制度・サービス	概要	対象・適用内容	係名
1	住民票の登録変更	住民票の続柄を「縁故者」として登録することができる。	同居している場合に限り、住民票の続柄を「縁故者」として、同一世帯人として登録することができる。	町民係
2	家族経営協定の申請	農業経営に関わる家族の協定	同居か別居かに関わらず一緒に農業をするに当たって役割分担をするために締結できるかどうか。パートナーシップ宣誓が導入されることによって家族としての認定がしやすくなると考えられる。	農業委員会
3	町営住宅への入居申込	パートナーとの同居を前提に申し込みができる	宣誓し、かつ町民である等申込要件を満たす必要があります	住宅都市計画係
4	標茶町慶弔等内規の適用	職員のパートナーのおくやみの際の香料・供花	職員の配偶者のおくやみの際と同様に、香料・供花を受けることができます。	庶務係

【制度導入によらず、パートナーが利用できる制度・手続き】

	制度・サービス	概要	対象・適用内容	係名
1	不妊治療費助成制度	パートナーも事実上の婚姻関係にある者として申請ができる		母子保健係
2	母子健康手帳の交付	妊娠の届出、母子健康手帳の交付をパートナーが代理で手続きができる	手続きに来られる方の身分証明と妊婦ご本人直筆の委任状あれば、手続きが可能です	母子保健係
3	乳幼児健診の受診	パートナーのこどもの保護者として受診		母子保健係
4	子育て支援センターの利用、各事業参加	パートナーも子どもの保護者として利用、申し込みできる	パートナーを含むご家族等にも利用、参加いただく事が可能です	子育て支援係
5	子育て相談	パートナーが子どもの保護者として利用できる	パートナーを含むご家族等でも利用可能です	子育て支援係
6	子ども発達支援センター療育指導の申請	パートナーも子どもの保護者として利用、申し込みできる	子どもを現に監護している場合(同一の世帯、住所、生計)に限り申請可能です	子ども支援係
7	発達相談	パートナーも子どもの保護者として利用、申し込みできる	パートナーを含むご家族等でも利用可能です	子ども支援係
8	給食宅配サービス	給食宅配サービスについて、パートナーが代理申請できる	標茶町内に住民票があり居住し、同一世帯で65歳以上のみの世帯、若しくは65歳未満の心身障害者に限られます	ふれあい交流センター 総務係
9	新規就農者誘致特別措置	新規就農するにあたり、助成金及び奨励金その他の援助を申請することができる	専業で配偶者又はパートナー若しくは同居の成人親族との個人経営を行なう者	農業企画係
10	職員住宅への入居申込	パートナーとの同居を前提に申込みができる	規則で定める「同居の承認」を受ける必要あり	職員係
11	標茶町職員の休暇制度	標茶町職員の配偶者や配偶者の親族の介護や育児等のために利用できる一部の休暇制度等について、パートナーシップの関係にある者及びその親族等にも適用	休暇の種類によって取得要件があり必要に応じて所属長が確認	職員係